自主共済の適用除外を求め
五味金融庁長官に要請

保団連は、三月八日「自主共済を保険業法の適用除外」とすることを求め緊急国会行動を実施し、亀井静香議員の紹介で五味廣文金融庁長官への要請などを行った。一方、三月七日政府は、自主共済を保険業法の適用除外としない内容を含む政令を閣議決定した。保団連は直ちに金融庁に抗議し、国会質問を各党議員に要請した。

亀井議員が問題視

三月八日の国会行動で、住江憲勇保団連会長、上田喜清広島県保険医協会副理事長らは、広島協会の要請を受けた亀井静香国民新党代表代行と懇談した。

亀井議員は、「（法案について）全然知らなかったが、郵政法案と同じ中味で、大いに問題がある、保険会社を儲けさせるものじゃないか」と五味長官へその場で連絡し、直接要請が実現した。

五味長官への要請で住江会長は、団体自治の下、長年健全に運営してきた共済が何の瑕疵もなく事業を営んでいるのに、法の網をかけられるいわれはない、と述べ、国会の大臣答弁も共済の実態を踏まえると答弁したことに触れて金融庁の姿勢を質した。

これに対して五味長官は、「金融庁の言う健全性の基準で判断していくことが契約者の保護となる。団体の事業を評価しないわけではない」と述べた。保団連は「営利を目的とした保険会社と同じ基準で運営せよ、というのは元々無理がある。保険会社の運営に必要なコストを上乗せすれば現行の掛け金や給付水準が維持できなくなる。消費者を守るということは共済制度を守ることである。団体自治で健全に運営している共済に負荷をかけられるいわれはない」と訴え、適用除外を強く要請した。

佐々木議員が質問
衆議院財務金融委員会

三月八日、衆議院財務金融委員会が開かれ、保団連は同委員会に向けた要請と傍聴行動を行った。

特に委員会の発言議員全員に対して、「共済の実態把握がされず、十分審議されないまま、閣議決定された。直ちに委員会で審議してほしい」と要請した。

これに応えて佐々木憲昭議員（共産）は、委員会の席上「改正保険業法の本来の目的は、消費者保護であり、真面目に健全にやられている共済が不利益を被ることがあってはならない」と指摘。与謝野大臣は「共済の事業を通じて社会に貢献されている団体がきちんと運営できるよう援助していきたい」と答弁した。

西村議員、滝議員が質問
衆議院予算委員会

二月二十八日の衆院予算委員会分科会では保団連や各団体の要請に応えて西村智奈美議員（民主）、滝実議員（国民）が質問した。西村議員は「非営利で本当に契約者のためにやっている団体が激変を強いられる」と質した。与謝野大臣は、心苦しい気持ちであり、善意をもってやってきた方々の立場を考えなければならない」と答弁した。

今後は、参議院での審議に向けて、各党予算委員・財政金融委員などへの要請を強めていく。

諸団体と共同で行動

保団連は、三月八日、自主共済を保険業法の適用除外とすることを求め緊急国会行動を行った。当日は、「共済の今日と未来を考える懇話会」の諸団体と共同で関係議員などへの要請を行った。

また、保団連独自に金融庁へおもむき、前日七日に政省令が閣議決定されたことへの抗議を込めた要請をし、金融庁長官宛要請署名三千七百七十八筆を提出した。これで提出総数は一万四千六百三十八筆になった。

（行動打ち合わせのもよう写真上、谷議員と懇談する「共済の今日と未来を考える懇話会」の要請団。写真下）

自主的な共済を規制
「改正」保険業法の問題点を竹崎副会長に聞く

法改正の目的は消費者保護

■ 保団連では、「改正」保険業法で自主共済の規制について、会員のみなさまに運動への理解と協力を訴えてきました。その結果、全国の会員の方から「自主共済を保険業法の適用除外とすることを求める」金融庁長官宛要請書が多数寄せられるなど急速に運動が広がっています。

こうした中、「改正」保険業法により休業保障制度に何が起こっているのか、竹崎副会長にお話を伺います。

竹崎副会長　昨年四月に保険業法の改正案が国会を通りましたが、当時の国会審議における主要な目的は、「オレンジ共済」など偽保険業者からどのように消費者保護をするのか、ということでした。

こうした審議を経て保険業法の改正案が成立したわけです。この法律は、今年四月一日から実施される訳ですが、問題となっている

米国年次改革要望書と瓜ふたつの法改正

■趣旨が歪められた背景に何があるのでしょうか。

竹崎副会長　一九九四年から毎年、米国政府の年次改革要望書が発表されていますが、それに則り、ACCJ（在日米国商工会議所）の要望書が繰り返し日本政府に出されてきました。

日本政府は、この米国側の要望を反映する形で、金融の規制緩和や郵政民営化、そして医療「構造改革」による患者負担増、混合診療拡大などを進めており、これらすべてが同根の問題として横たわっています。自主的な共済の資金も日米保険業界のターゲットとなり、今回のような規制が金融庁によって進められています。まさに、米国年次改革要望書と瓜ふたつの法改正が行われようとしているのです。

この問題は、国民が営々として作ってきた共済制度の加入者（現在で約六千万人）が関わっており、加入者すべてに影響する内容のものです。さらには、全ての国民生活にもかかわる問題であり、日本国民の主権、日本国憲法にも関わる重大問題であると認識しています。

適用除外の運動に全力

■　法律が決まった中でどのような取り組みが必要なのでしょうか。

竹崎副会長　法律の趣旨を生かして、本来あるべき政省令を作成することが金融庁の仕事です。その点では健全に運営する自主的な共済を保険業法の適用除外とすることは当然のことです。しかしこの規定が明確にされていません。

そのため、保団連では、国会要請行動を取り組み、各政党、各議員に対する要請、金融庁へ法の適用除外のは、法律を具体化する政省令を作成する段階で、金融庁は国会での大臣答弁等の趣旨をゆがめるなど、内容を大幅に変更してきたことです。

他団体への広がり

■国民の多くに影響する問題でもあり、他団体の動向も注目されますが。

竹崎副会長　この間、保団連・協会以外の自主的な共済制度を運営している諸団体とも連携を広げるよう、各方面への呼びかけを行ってきました。

知的障害者の方々も、自ら助け合い制度を作り運営してきました。このような共済団体も、今回の法律が適用されると「制度の維持が困難となる」として、全国で三十七万人の署名を集め、請願運動を繰り広げています。こうした動きは各団体に広がっています。

そうした中でいろいろな団体に呼びかけて「共済の今日と未来を考える懇話会」という共同行動の組織を立ち上げました。今年一月十九日にはシンポジウムを開催し、さまざまな団体から百七十人が参加しました。このシンポジウムは業界紙でも大きく取り上げられました。

また、日本医師会、日本歯科医師会との懇談もして、医療界を挙げて自主共済を守る運動を一緒に進めようと訴えてきました。

政省令を公布する政府の暴挙に抗議

■三月十日に政省令が公布されました。この内容について伺います。

竹崎副会長　三月七日の閣議で政令が決定され、三月十日に政省令が公布されました。その内容はもともとの政省令案と大差なく、適用除外の規定には、団体の自治において運営されている助け合いの共済が含まれていません。

また、パブリックコメントで出された意見に回答する前に閣議決定しました。さらには、二月二十八日の衆議院予算委員会（分科会）で、健全な共済の存続を求める意見が出されているにもかかわらず、考慮されないまま公布されました。こうした、国会審議を軽視し、国民の声も聞かない政府の対応に強く抗議します。

この問題点をマスコミ各社へ伝えるなど、国民世論に訴えて行かなければならないと思います。

休保制度の健全な発展に向けて

■　政省令公布後の取り組みはどのようにするのでしょうか。

竹崎副会長　保団連共済部では、全協会の代表による制度運営委員会を開催するなど、対策を協議しました。法律施行後の四月一日以降も引き続き適用除外の運動を継続するとともに、会員の皆様、加入者の方々に迷惑をかけないように、休保制度を引き続き健全に発展させるために、全力で取り組んでまいります。

会員の皆様には、国民生活に広く関係する自主的な共済を守っていく取り組みに今後ともご協力いただくことをお願いする次第です。

インタビューに答える竹崎保団連副会長